相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区南烏山一丁目一二番、最後の住所福井県鯖江市和田町第九号一番地一
被相続人　亡　髙橋　秀行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
福井県越前市文室町第三五号一二番地
相続財産管理人　石塚　尚徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市岩村町六八九番地一、最後の住所岐阜県恵那市岩村町六八九番地八
被相続人　亡　伊藤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
事務所岐阜県恵那市東野二五三五番地の一
相続財産管理人　遠山　俊三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市守山区小幡常燈一一一七番地、最後の住所愛知県名古屋市守山区小幡常燈一一番一七号　被相続人　亡　小林　尚充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六番一七号ＥＢＳビル二階中村正典法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　友梨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市南船橋二丁目一一番、最後の住所大阪府枚方市南船橋二丁目一一番六号
被相続人　亡　横山　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市成田南町六番、最後の住所大阪府寝屋川市成田南町六番一六号
被相続人　亡　黒田　明嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
大阪市中央区本町三丁目五番七号御堂筋本町ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川上　確

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区幸町二丁目三番地の一、最後の住所大阪市港区波除五丁目四番一七号波除ビルケアハウスなみよけ八〇六号
被相続人　亡　岡崎　秋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
大阪市中央区石町二丁目三番九号天満橋コードビル七階
相続財産管理人　弁護士　奥田　愼吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市西田辺一八二番地一、最後の住所神戸市兵庫区和田宮通四丁目二番一一―二〇一号　被相続人　亡　杉浦　衆平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル六階　みなと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中山　稔規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市壬生川七番地、最後の住所広島県豊田郡大崎上島町東野五五六一番地二
被相続人　亡　飯尾　桂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
広島県竹原市中央四丁目八番七号
相続財産管理人　杉田　求

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市中央二丁目一七一番地、最後の住所山口県柳井市新庄一五三六番地一市営住宅一一六号　被相続人　亡　久保田敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
山口県岩国市周東町上久原七三四番地一
二、事務所山口県柳井市柳井一五三四番地一一
相続財産管理人　岡本竜太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字野面一八一一番地、最後の住所北九州市八幡西区上津役六丁目八番二〇号　被相続人　亡　照本　幸久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日
北九州市小倉北区鍛冶町一丁目一番一号
北九州東洋ビル五階
相続財産管理人　弁護士法人リベラ

第43期決算公告

平成26年8月26日
群馬県前橋市新前橋町14番地の26
都市開発設計株式会社
代表取締役社長　狩野　和栄

貸借対照表の要旨（平成26年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	189,800
	固定資産	89,394
	合計	279,194
負債及び純資産の部	流動負債	18,986
	固定負債	45,982
	株主資本	214,226
	資本金	31,500
	利益剰余金	185,625
	利益準備金	7,875
	その他利益剰余金	177,750
	（うち当期純損失）	(20,126)
	自己株式	△2,900
	合計	279,194

第2期決算公告

平成26年7月29日
栃木県宇都宮市中央5―17―15
株式会社トキワ・サトー
代表取締役社長　佐藤　喜廣

貸借対照表の要旨
（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	207,587
	固定資産	77,763
	合計	285,350
負債及び純資産の部	流動負債	152,696
	資本金	132,654
	利益剰余金	20,000
	その他利益剰余金	112,654
	（うち当期純利益）	112,654
	合計	(56,859)
		285,350

第8期決算公告

平成26年8月26日
茨城県日立市久慈町六丁目25番3号
株式会社ネクシモ
代表取締役　山形　勝

貸借対照表の要旨（平成26年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54,856
	固定資産	1,602
	合計	56,459
負債及び純資産の部	流動負債	19,176
	固定負債	24,118
	株主資本	13,164
	資本金	6,000
	利益剰余金	7,164
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	7,149
	（うち当期純利益）	(233)
	合計	56,459